

# 交通費請求兼領収書 (令和 年 月分)

令和 年 月 日

一般社団法人 つくばベースボールクラブ 御中

単価(@) 13 円/km

| 日付  | グラウンド | 高速・電車・バス(A) | 走行距離 (B) | 合計C=B × @+A | 領収証番号 |
|-----|-------|-------------|----------|-------------|-------|
| 月 日 |       | 円           | km       | 0 円         |       |
| 月 日 |       | 円           | km       | 0 円         |       |
| 月 日 |       | 円           | km       | 0 円         |       |
| 月 日 |       | 円           | km       | 0 円         |       |
| 月 日 |       | 円           | km       | 0 円         |       |
| 合計  |       |             |          | 0 円         |       |

10円の台を四捨五入し100円単位で請求

令和 年 月 日

合計請求金額

0 円

請求者氏名

上記金額を請求します

| 承認印 | 副会長 | 事務局長 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

## 領収証貼付スペース

下記 チーム内規 上への貼付可

### 【交通費請求に係るチーム内規】

#### 1. 支払い対象

審判部からの要請に基づき参加したときの、移動用車両提供者に対する通行料金と燃料費（ガソリン代）とする。計算基準点はチーム出発場所とする。但し、チームと別行動の場合にはつくばベースボールクラブ専用グラウンドを基準とする。

チーム出発場所を基準点とし、片道40km以内は支給しない。都県境にまたがるときは請求できる。

有料道路通行料金は、領収証添付を原則とする。（ETC利用明細書、ETC利用証明書でも可）

#### 2. 請求方法

月毎にまとめて、クラブに提出する。

#### 3. 支払い方法

会長了承の下、事務局より請求者に対して現金で支払う。

#### 4. 決裁及び代決

会長は審判長から請求があった場合、事務局長、副会長の審査を経て、決裁する。

監督は、チームの統括責任者として、会長の判断により代決することができる。

#### 5. 記入方法

移動用車両提供者は、日付毎に通行料金、燃料費を記入する。

関連領収証を、本用紙に貼付し通し番号を付与する。本用紙「領収証番号」欄に対応通し番号を記入する。

引き続き経費節減にご協力願います。